

中国における地理的表示の登録実務及びその運用事例について



林 則海*

要 約

現在、中国では、知的財産の保護に対する意識が高まりつつあるが、知的財産とは、特許、意匠、商標のみを指すものだと思う人は少なくない。だが、知財は上記の三種類だけではない。例えば、近年、中国の貧困削減・撲滅政策を背景として、知財の面からの重要な助力とみなされる地理的表示（GI）もその一種類である。

中国において、地理的表示の登録ルートは商標法と農産物の地理的表示の管理規則とに基づく2種類から構成され、それぞれ中国国家知識産権局と中国農業農村省の管轄である。本稿はGIの登録実務を説明すると同時に、GIの波に乗って顕著な発展を成し遂げた中国広東省の名物「新会陳皮」を中心とする産業を事例に、中国におけるGIの実情を日本知財業界の皆様を紹介することを目的とする。

目次

- はじめに
- 団体商標、証明商標としての登録
 - GI商標が集中する商標区分と指定商品
 - 団体商標、証明商標としてのGI登録の実務
 - 新しく公布した中国GI標識の紹介
- 農産物の地理的表示の登録
 - 登録申請者の範囲
 - 登録申請の書類
 - 登録までのフロー図
- 蜜柑はただの果物ではない——GIの波に乗っている「新会陳皮」
- まとめ

である）と地理的表示の商品保護規定（旧質検総局の管轄である）に基づく保護は国家知識産権局に統合されることになった。

その後、2019年4月に全人代常務委員会会議では商標法第4次改正が可決された。さらに国家知識産権局は2019年11月に『国外地理的表示商品の保護規則』⁽¹⁾を修正し、2020年4月に『地理的表示専用標識使用管理規則（試行）』を公布した。以上によって、国家知識産権局では、地理的表示の登録出願、登録後の使用管理等に対する管理が急がれていることがうかがえる。一方、『農産物の地理的表示の管理規則』に基づく農産物の地理的表示の登録、使用、監督に関連する業務が農業農村省によって推進されている。

地理的表示は団体商標、証明商標として国家知識産権局に登録出願され、審査を経て査定登録がなされるならば、『商標法』によって保護されることになる。一方、農産物にかかる地理的表示であれば、農業農村省に登録手続きを申し込み、審査を経て登録が可決されるならば、『農産物の地理的表示の管理規則』によって保護されることになる。

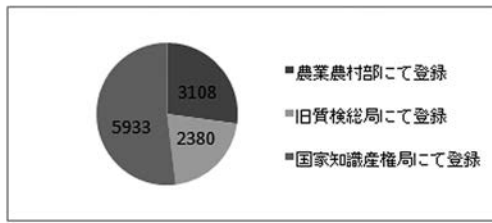
次の図1に示されている通り、2020年11月まで、農業農村省に登録した農産物の地理的表示の件数は3090、旧質検総局に登録した地理的表示保護商品の件数は2380、国家知識産権局に登録した地理的表示商

1. はじめに

2018年まで、中国における地理的表示は3つの制度によって保護されていたが、2018年に始動する中国国家機関改革に伴い、2020年現在、地理的表示を管理する政府部門は国家知識産権局と農業農村省との2部門になっている。農産物の地理的表示管理規則（旧農業省、現農業農村省の管轄である）に基づく保護は保留されているが、地理的表示に関する旧国家工商行政管理総局と旧国家品質監督検査検疫総局（以下、質検総局と略す）の機能は新たに成立した国家市場監督管理総局に属する国家知識産権局へと移管された。言い換えれば、商標法における団体商標及び証明商標制度による保護（旧国家工商行政管理総局の管轄

* 嘉權特許商標事務所（中国・広州）

標の件数は 5933 あり、即ち、法律保護を受けている GI 商品は総計 11403 にものぼる⁽²⁾。



【図 1】

次に、如何にして中国国家知識産権局と農業農村部に地理的表示の登録手続きを行うかを紹介する。

2. 団体商標、証明商標としての登録

2. 1 GI 商標が集中する商標区分と指定商品

筆者の勤務している事務所では、2020 年に入って、GI 商標に関する業務量の増加が実感されており、地理的表示グループという部署の新規設立まで至っている。GI における商標代理機構、商標代理人、弁護士の更なる活躍が期待できると言っても過言ではない。

ご参考までに、取り扱っている GI 商標の種類と区分を表 1 の通りに整理する⁽³⁾。

2. 2 団体商標、証明商標としての GI 登録の実務

(1) 必要な書類

- ・『商標登録出願申請書』（代理機構に委任する場合は委任状の提出も必要）
- ・出願人の公印を捺印した主体資格証明書の謄本
- ・当該地理的表示に示された地域の県レベル以上の人民政府または産業の主管部門が当該地理的表示についての登録出願権及び監督管理権を付与した文書
- ・出願人が当該地理的表示に表示される商品の特定の品質に対する監督・検査能力を備えることについて

の証明資料

- ・当該地理的表示の地域範囲の区画に関する書類、資料
- ・地理的表示証明商標、団体商標に関する使用管理規則
- ・当該地理的表示の商品の特定の品質が特定の地域的環境及び人文的要素によって決められる旨に関する説明
- ・当該地理的表示の商品の信望に関する客観的な証明材料（県誌、農業誌、産物誌、年鑑、教科書等を含む）。なお、証明材料を発行する部門の公印捺印が必要。
- ・出願人が外国人又は外国企業・協会等である場合、当該地理的表示がその名義のもと、その本国において法的保護を受けている旨に関する証明資料の提出が必要。

(2) GI 商標に対する特別審査

商標法第 10 条、第 11 条に規定される絶対的拒絶理由や商標法第 30 条、第 31 条に規定される相対的拒絶理由に該当するかの審査は普通商標にせよ、GI 商標にせよ、ほぼ同様に行われているので、その紹介を省略する。GI 商標に対する特別審査は、主に『商標法』第 16 条、『団体商標、証明商標の登録と管理に関する規則』、『商標審査・審理基準』第 7 部第 5 章、第 11 部第 9 章に記載される規定に基づき行われるが、少なくとも以下のような事項が挙げられる。

1) 指定商品に対する審査

2) 出願人の主体資格に対する審査

① 出願人主体資格証明書類の謄本（公印捺印が必要）

中国では、GI 商標は次の三種類の団体の名義で申請される場合が多い。その三種類の団体とは、すなわち、

表 1

商品の種類	品名	商標区分
新鮮な野菜と果物	パイナップル、柑橘類、柿、りんご等；トマト、唐辛子、大根等	31 類
お茶、お茶を主成分とする飲料	ジャスミン茶、鉄観音茶、白茶、黒茶等	30 類
動物（生きているもの）	鶏、アヒル、豚、牛、羊等；イセエビ、魚、カニ等	31 類
食糧	穀物、小麦、とうもろこし、もろこし；大豆、豆粒、ソラ豆等	31 類
漢方用の薬材	クコ、オニノヤガラ、トウチウカソウ、山東省東阿県に産する膠、朝鮮人参、ラカンカ等	5 類
工芸品	木製工芸品、泥人形工芸品、竹編み製品、麦わら工芸品等	20 類
草花類	コウシンバラ、スイセン、ばら、ドライフラワー、ユリ、草本植物等	31 類
酒とウォーター	ミント酒、果実酒、コックテイル、ビール、小麦ビール、ミネラルウォーター、トマトジュース、オレンジジュース等	32, 33 類



【図2】 事業単位法人証明



【図5】 「XXX 県農業技術普及事務局」の法人証書



【図3】 社会団体法人登記証明



【図4】 民営非企業単位

事業単位法人，社会団体法人，民営非企業単位である。この三種類の証書のサンプルは図2～図4に示す通りである。

上記のような主体資格証明書類をもって公印捺印を済ませば，申請手続きは次の段階へと進められる。

② 出願人が営利を目的とせず，その業務範囲は当該地理的表示に係る商品に関わりがある団体，協会またはその他の組織であるか。

この点を審査する際，上記のような主体資格の登記証書に記載されたその団体の趣旨と業務範囲を参照する。例えば，筆者の勤務している事務局が取り扱う「XXX 桃」を名称とするGI商標の件のことであるが，事業単位法人である申請人「XXX 県農業技術普及事務局」の法人証書（【図5】）においては，「1. 栽培の技

術普及に関わる法律法規と方針政策の執行；2. 栽培に関する研究，コンサルティングサービスの展開」が趣旨と業務範囲として記載されているが，それは対象の「桃」と関わりがあるか事前に確認すべきことである。

3) 監督管理能力に対する審査

証明書類には，当該地理的表示の出願人は当該地理的表示を使用する商品の特定の品質を監督管理する能力を有する旨の記載が必要である。例えば，出願人または出願人が依頼する検査機構の保有する専門技術者の名簿と専門検査設備の紹介など。

出願人が検査測定能力を有する場合，検査測定能力を有する旨の証明書（または地方の政府より許認可される，出願人が当該地理的表示を使用する商品の特定の品質を検測監督する能力を有すると明記される書類），出願人が保有する検測者の名簿，検測設備の一覧表に公印を捺印し提出すれば良い。

出願人が検査測定を他人に依頼した場合，出願人と検査測定機構とが締結した検査測定委任契約書，受託機構の資格証明書，検査測定技術者の名簿，及び検査測定設備の一覧表に公印を捺印し提出する必要がある。

4) 生産地域の範囲に対する審査

主に，地理的表示の表示する地域範囲を区画する関連書類に対して審査を行う。

地域範囲は県誌，農業誌，産物誌，年鑑，教科書に記載されるものがよい。

地理的表示の表示地域の人民政府（郷鎮，県レベル政府の業界主管部門も可，傍点筆者）又は業界の主管部門より発行される地域範囲の証明書類もよい。

具体的には，①行政区画，②経緯度区画，③自然環境にある山，川など地理的特徴を境界線とする，④地図の表示，⑤その他の生産地域の範囲を明確に特定できる等の表現がよい。

5) 客観的な記載に対する審査

地理的表示を使用する商品が客観的に存在する、及びその信望状況に関わる証明材料のこと。上記の県誌、農業誌、産物誌、年鑑、教科書、古籍等は客観的な記載材料とみなされるが、提出する時、下記の点を確認する必要がある。

- ・正式な出版物であるか（出版号、著作権に関する説明）
 - ・原本または材料発行機関により公印捺印された謄本か
 - ・資料には当該地理的表示の名称の表現があるか等。
- 6) 地理的表示の証明商標、団体商標の使用管理規則に対する審査
特に、以下の点を巡って審査する。
- ・自然的地理環境と当該地理的表示の証明商標の商品の特定の品質とのつながりは明記されているか
 - ・当該地理的表示の証明商標の商品の特定の品質（主観的な観察及び客観的な測定によるもの。）
 - ・当該地理的表示の証明商標の商品の栽培、養殖及び加工においての特別な要求
 - ・当該商標の使用が許可される使用者の権利
 - ・当該商標の使用が許可される使用者の義務

7) 地理的表示の商品の品質特徴及び当該地域の自然的要素、人文的要素との関係の説明に対する審査
具体的には、地理的表示を使用する商品はどのような特定の品質、信望、またはその他の特徴があるか、当該地理的表示の商品の特定の品質、特定の地域の自然的要素と人文的要素が何であるかを巡って審査をする。

8) GI 商標の拒絶理由の事例紹介

ここでは、筆者の勤務している事務所が取り扱うGI商標「XXX 鶏」の登録出願に対して、中国国家知識産権局が拒絶査定審査意見通知書を発行する件を事例に、GI商標に対する特別審査を紹介する。

第一、出願資料『XXX 鶏証明商標に関する使用管理規則』に対しては、管理規則の不備が指摘された。具体的には、「商品の特定の品質と生産地域の自然的要素との具体的なつながりについて明確に説明することができず、また一部の自然的要素に関する表現は通り一遍で、データがない。さらに、当該地理的表示の商品の特定の品質についても明確に説明することができず、一部の感覚特徴はデータによる証明がない。商品「XXX 鶏」がセレンウムに富むとの記載がある。したがって、本地理的表示を使う商品の生産地域が国

家よりその自然土壌がセレンウムに富む、あるいはその地域がセレンウムに富む地域だと認定された旨の証明資料を提供せよ。」との指摘であった。

第二、出願資料『XXX 鶏の特定の品質がXXX市の自然的環境及び人文的要素によって決められる旨に関する説明』に対しては、当該GI商品の特定の品質と当該地域の自然的要素との関係が明確に説明できていないと指摘された。

本事例はGI商標出願資料作成の参考となる。例えば、商品とその生産地域の自然的要素との対応関係を説明するとき、必ず客観的なデータを提供し、また具体的な関連事項などを明記するほうがいい。そして、「セレンウムに富む」の類の表現の適用範囲、対処対策等も要注意である。つまり、なるべくそういった表現をはずす。

2.3 新しく公布した中国GI標識の紹介

2020年に、中国国家知識産権局は『地理的表示専用標識使用管理規則（試行）』⁽⁴⁾を公布し、2020年12月31日以降、GI保護商品を標記する際、下記の新しいGI標識を使用することになる。



【図6】中国地理的表示専用標識

本標識のデザインについて公式な説明は、以下の通りである。

本デザインが最も代表的な自然地理及び人文歴史の標識を採択した。真ん中より下にあるのは万里長城と山脈であり、その下にある稲穂が豊作を象徴すると同時に、中国地理的表示の商品の並はずれた品質と信頼性をも象徴する。透かし彫りの設計によって本標識は各商品の包装との融合性及び適応性が強化されるし、異なる商品と異なる包装との異なる設計に柔軟に対応できることになる。経緯線の見える地球が底部分に置かれ、中国語の「中华人民共和国地理标志」、英語の「Geographical Indication of P.R.China」が上下に表示される。その中間にある「GI」は「Geographical Indication」の略称で、言語、文化背景の異なる消費者が瞬間にその意味を読み取ることができる。その標

識は地理的表示が世界通用の知的財産権の一種であることを、また地理的表示が中国製品の「走出去（海外に進出する）」戦略の大きな助力になっていることを表現した。

3. 農産物の地理的表示の登録

農産物の場合、団体商標、証明商標として地理的表示が登録できるほか、農業農村省に農産物の地理的表示の登録を申請することもできる。また、既に商標登録になっているものでも、農産物の地理的表示の登記も可能。農産物の地理的標識は以下の通りである。



【図7】 中国農産物地理的表示標識

3.1 登録申請者の範囲

登録申請者の範囲は『農産物地理的表示の管理規則』第8条による。

県レベル以上の地方人民政府が選抜する、なおかつ、以下の要件を満たす農民專業合作經濟組織、産業協會等の組織。

- 1) 農産物の地理的表示及びその産品を監督・管理する能力を有する；

- 2) 地理的表示対象の農産物の生産、加工、販売について指導を提供する能力を備える；
- 3) 独自に民事的責任を負う能力を備える。

なお、政府、企業、個人等からの申請は除外されている。

3.2 登録申請の書類

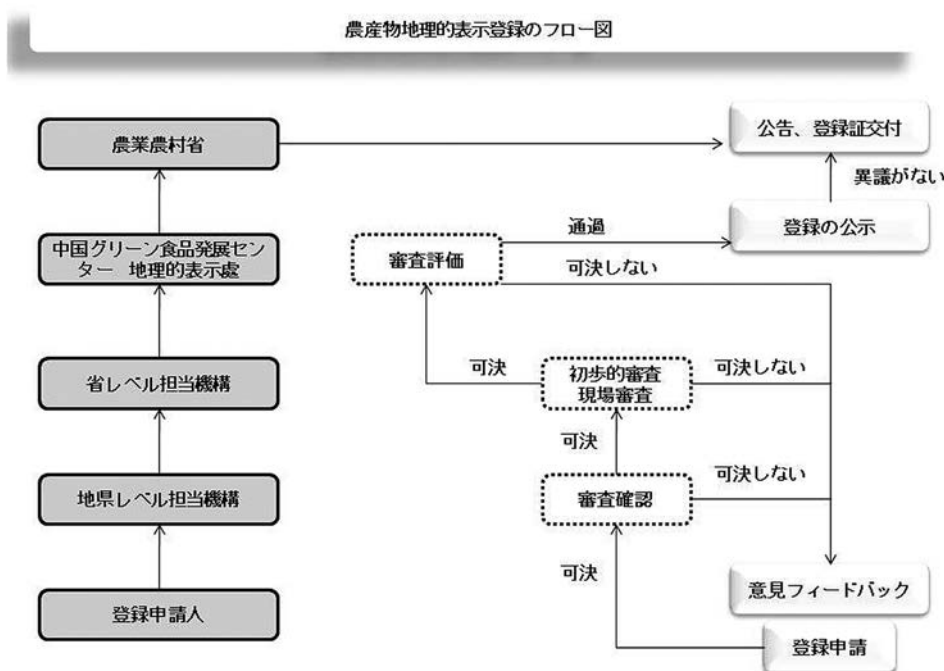
登録申請者の範囲は『農産物地理的表示の管理規則』第9条による。

必要な書類は以下の通りである。

- ・登録出願書；
- ・出願主体の資格証明及びその主体に関する紹介；
- ・商品の典型的な特徴、特性の記述及び対象商品の品質鑑定報告書；
- ・産地の環境条件、生産技術基準と商品の品質安全技術基準；
- ・地域範囲を確定するための書類及び生産地域の配置図；
- ・商品の現物見本又は見本の写真；
- ・その他の説明書類或いは証明書類。

3.3 登録までのフロー図

地県レベルの担当機構は登記申請人が適格と判断する場合、当該地理的表示の名称、申請人、地域範囲等の情報を所在地人民政府の農業行政主管部門のホームページにて公衆に公示し、公示期間は30日間とする。また、関連する省レベル農業行政主管部門はその公示



【図8】 農産品地理的表示登録のフロー図

を転載しなければならない。公示期間内に異議がない場合、地県レベルの担当機構は申請人の情報を同レベルの人民政府に申告し、人民政府は審査をし、当該登記申請人の資格唯一性を確認した旨の意見書を発行する。

上記人民政府より発行される意見書を取得してから、当該地理的表示についての登記申請資格が確認済みになり、省レベルの担当機構に本格的な登録出願手続きを提出することができる。

省レベルの担当機構は申請日から45業務日以内、初歩的審査と現場審査を行なった上、初歩的審査意見を発行する。現場審査の意見は下記の三種類に分けられる。第一、現場審査に合格；第二、現場審査に基本的には合格、期限内に整頓・改革し、その結果を報告；第三、現場審査に不合格、期限内に整頓・改革した後、再度現場でその結果を確認。現場審査終了後5日間以内、『農産物の地理的表示に関する現場審査報告』を発行し、異議期間15日を経て異議がない場合、その報告を中国グリーン食品発展センター地理的表示處に提出する。

中国グリーン食品発展センター地理的表示處は書類の送達日から20日以内、審査をし、当該農産物の地理的表示が登記の要件を満たすと判断すれば、農業農村省のホームページにて公告し、異議期限20日以内、異議がない場合、登録になり、証書を交付する。

なお、外国の農産物である場合、『農産物地理的表示の管理規則』のほか、2017年3月旧農業省より発布された『国外農産物地理的表示の登録審査規定』⁽⁵⁾の規定も参照すべきである。

4. 蜜柑はただの果物ではない——GIの波に乗っている「新会陳皮」

本章では、「新会陳皮」とGIとの出会いから、GIを生かしている新会陳皮の発展ルートを描き出すことを目的とする。

ある種の蜜柑の皮を乾燥し三年以上寝かせれば「陳皮」⁽⁶⁾になり、「陳皮」は漢方薬における生薬や健康食品の材料として広く使われ、年代が古ければ古いほどその効き目がよくなり、その値段も高くなる。「新会陳皮」の原材料は、広東省珠江地域西岸にある江門市新会区に栽培された柑（ラテン語の学名は *Citrus reticulata* Blanco、中国語では「茶枝柑」という）であり、「茶枝柑」の主産地が新会であるため、「新会陳皮」と名付

けられ、その特有の漢方薬における効き目により、広く知られている。その栽培の歴史が700年以上にも及び、明朝（1368-1644）以来、漢方薬の薬材として使用されてきた。ちなみに、2020年2月に中国国家衛生健康委員会により公表された『新型コロナウイルス肺炎診療方案』の中では、陳皮（＝「新会陳皮」）が含まれる処方がある3つほどあり、予防期、治療期、回復期を貫く薬材なのである⁽⁷⁾。

2020年に、産業規模が100億人民元へ成長しつつある「新会陳皮」は常に順調に成長し続けてきたわけではない。「新会柑」と「新会陳皮」の発展史を顧みると、1936年に新会柑の作付（栽培）面積が30,623亩、生産量が40,383トンとの記載がある。5キロの新鮮な柑に1キロの皮が出るとすれば、その時、「新会陳皮」の年産量は8,000トンと推測される。しかし、20世紀90年代頃、「新会柑」の作付（栽培）面積が日々減少し、新鮮な柑の価格も下がっており、「新会陳皮」産業の規模が萎縮していた。1996年には「新会柑」の作付（栽培）面積が1936年の規模の1/6である5,000亩まで減り、商品の現高も300万人民元しかなかった⁽⁸⁾。これは新会区の陳皮産業に壊滅ほどの打撃を与え、陳皮産業も衰えていた。

当然、その時、GIとの出会いはまだなかった。その不況を意識した地方政府と「新会柑」の生産農家は、陳皮産業復興のためいくつかの策を打ち出し、その中では、地理的表示の活用が多大な効果をあげた。

2002年に、新会区農業局と新会区工商連合会は柑橘の栽培から着手し、農業のトップ企業を組織すると同時に、農業専門家と経験豊かな栽培業者の意見を聞き取り調査を行った上で、陳皮（新会柑橘）業界協会を成立させた。陳皮協会の成立は、「新会陳皮」産業の生産、販売、研究応用などを効果的にサポートできたのみならず、2006年農産物の地理的表示を登録する際に、地理的表示を利用する申請者としての資格適格なども確保できた。

2006年に、旧国家質検局の審査を受けた上、「新会柑」と「新会陳皮」はそれぞれ国家地理的表示保護商品になる。これは地理的表示を利用する「新会陳皮」の最初の成果として評価されている。原材料としての「新会柑」及びそれを原材料とする商品、「新会陳皮」に与えられた二重保護は極めて珍しく、模範となるような事例である。

2007年に、「新会陳皮」についての商標登録が出願

され、2008年に、証明商標として登録されることになる。

地理的表示保護商品と証明商標を取得したことで、「新会陳皮」産業は高速発展期に入る。

「新会柑」の市販価格は2009年の3~3.6 人民元/kg、2010年の6~8 人民元/kgから、さらに2020年現在、それが14~50 人民元/kgとなり、うなぎ登りに価格があがる傾向が見られる。それと同時に「新会陳皮」の価格も何倍も上昇してきた。

「新会陳皮」は単品（例えば、お水だけ入れて煎じたもの）でまたは調味料（例えば、広東スープの原材料）として使えるが、他の地理的表示の商品、例えば、プーアル茶と相性が良い。それらを生かし、柑の果肉を除去し、乾燥してからプーアル茶を入れて日に晒される「柑普茶」という商品が市場に出し、2010年頃からブームとなっている。また、「柑普茶」より体型が小さい「小青柑」という商品もでてきた。近年、福建省の地理的表示の商品である白茶と陳皮とを稲わらで結ぶと、「陳皮三宝茶」という商品になり、橄欖（広東省産）の塩漬けを一個ずつ陳皮で巻いてから、稲わらで結び、そして、それを一定の時間で塩に漬けると、「陳皮三宝扎」という商品になる。これらはいずれも「陳皮プラス」とよばれるルートであり、「新会陳皮」が独自の道を切り開いたことを示すものである。

また、2020年7月1日から実施される『江門市新会陳皮保護条例』は、「新会陳皮」の原材料である「新会柑」の産地及び産地周辺的环境保護、病虫害の予防・治療、生産工芸の伝承等、「新会陳皮」に関するすべてを保護のもとに置き、法律の面からも「新会陳皮」産業の発展を支えている。

ちなみに、新会では、陳皮をテーマとする「陳皮村」を立ち上げ、そこには、陳皮の歴史、工芸等を展示する陳皮博物館、陳皮を含む食材を出品する飲食店、陳皮の貯蔵サービスを提供する「陳皮銀行」などが立ち並んでいる。これは、まさに1979年頃平松守彦元日本国大分県知事が提唱した地域活性化運動としての「一村一品運動」の21世紀の中国の地方での具現だと感じざるを得ない。

5. おわりに

中国の先祖は、古くから、農産物とその成長に影響を与える地理的環境とのつながり（対応関係）、特定

の地域に特定の土産が生まれる、ということに気づいていた。例えば、筆者の小学生の頃使っていた国語のテキストには、「橘生_二淮南_一則為_レ橘、生_二于_レ淮北_一則為_レ枳」（「南橘北枳」）ということわざが紹介され、二十年以上経った現在でも、筆者の頭になお響いている。このことわざからもわかるように、果物は環境によって変化し、同じ種であっても、淮南で栽培されると瑞々しく甘い橘になるが、淮北ではからからになり未熟な苦い枳になる。もう一つの例を挙げよう。日本人にも親しまれる漢詩「葡萄美酒夜光杯、欲_{スレバ}飲_{マシ}琵琶馬上_ニ催_ス」には、西域（現在、寧夏回族自治区）に遣わされた王翰（687頃-726頃）が西域ならではのお酒を称賛した。そのお酒は今日地理的表示制度に助力を得た寧夏産のワイン（賀蘭山東麓葡萄酒）のことだと言われている⁹⁾。

農産物やお酒とその育てられた地理環境とは、切っても切れない関係にあり、そして古来、洋の東西を問わず人々の日常生活と何らかの関係でつながっている。だが、それは現代の知的財産制度の一部でもあることはあまり知られていない。そこにこそ将来性があるのだと筆者は確信している。

以上のように、本稿では、微力ながらも中国における地理的表示のほんの一側面を紹介してきた。

日々整備されている中国におけるGI制度、「中欧地理的表示（GI）保護協定」の発効、交渉途中の「中タイ3+3地理的表示相互認定・保護プロジェクト」、そしてRCEP協定の締結もあり、まさにGI発展のブームの最中にある中国では、GIのさらなる発展が期待されるのではないかと思う。

本稿をもって中国におけるGIの現状についてご参考になれば幸甚である。

(注)

(1)「中国国家知識産権局公告 第338号」、2019年11月27日に発布。<https://www.cnipa.gov.cn/20191128151211030583.pdf>

(2) 本表のデータは以下の情報に基づいて算出したもの。

「2008-2019年農産物地理的表示登録産品総数」<http://www.greenfood.agri.cn/ztl/tjnb/ncpdlbz/202005/P020200508417954620791.pdf>；「第6回全国農産物の地理的表示ブランド宣伝会は重慶にて開催」の報道により、2020年11月までに農産物地理的表示登録商品の数が3090になることがわかる。http://www.moa.gov.cn/xw/zwdt/202011/t20201128_6357208.htm；「知識産権統計報告」2020年第18期（総第46期）、2020年11月4日に中国国家知識産権局戦略企画司より公表、地理的表示商標の登録件数が5933になることがわ

かる。<https://www.cnipa.gov.cn/module/download/down.jsp?iID=154945&colID=87>

- (3) これはあくまでも筆者の勤務している事務所の取り扱っている案件のみに基づき整理したもので、中国 GI の全貌が反映するものではない。
- (4) 「新しい地理的表示専用標識の公式標識の公表」, 2019年10月18日, http://www.gov.cn/xinwen/2019-10/18/content_5441951.htm
- (5) 旧農業省農産物品質安全センターにより公布。公文番号は農質安発〔2017〕3号。
- (6) 「陳」は「古い」という意味がある。「陳皮」とは、長年に貯蔵したある種の蜜柑の皮と理解すればよい。
- (7) 『新型コロナウイルス肺炎診療方案』, 日本感染症学会ホームページにて掲載有。https://www.kansensho.or.jp/uploads/files/topics/2019ncov/covid19_haien_200302.pdf

- (8) 曾艷, 「広東新会陳皮産業現状——問題と発展対策」, 『南方農村』2015年第6期 p.39-43。
なお, 「亩」は土地面積の単位であり中国慣用の度量衡で, 1亩は約666.7平方メートルに相当する。
- (9) 漢詩や古籍におけるその商品に関する表現を出願資料に記入すれば評価される。

(参考文献)

- (1) 李涛, 王思明, 高芳, 『中国地理标志品牌发展报告(2018)』, 社会科学文献出版社, 2018.12。
- (2) 李涛, 王思明, 高芳, 『中国地理标志品牌发展报告(2019)』, 社会科学文献出版社, 2020.2。
- (3) 于波, 『地理标志保护制度』, 上海人民出版社, 2018.6。

(原稿受領 2020.12.14)